#### 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

- (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等
  - ① 平取町の人口構造及び産業構造

平取町の人口は、平成 24 年 4 月の 5,528 人から 28 年 4 月 5,300 人と 5 ヵ年 で 228 人減少しているにもかかわらず高齢者の構成比率が平成 24 年 4 月の 44.6%から 28 年 4 月の 46.3%と 5 年間で 1.7%上昇するなど少子高齢化に歯止めがかからない状況となっている(各年住民基本台帳)。

産業構造としては、町の総面積約74,309.0haのうち、61,020.24haを山林が占め、町を縦貫する沙流川、額平川の周囲に農地(水田や畑)が4,186.05ha広がる農村地帯である(平成27年度固定資産概要調書)。次に就業者比率からみると1次産業は36.2%、2次産業14.9%、3次産業48.9%と1次産業の農業主体の構造となっております。人口減少に伴い、2次産業の製造業と建設業、3次産業の飲食店・小売業の就業者が昭和50年から比較すると2分の1以下と著しく減少してきている(平成27年国勢調査)。

# 【表】平取町の産業構造

	従事者数	割合
第1次産業	1,021	36.2%
第2次産業	422	14.9%
第3次産業	1,380	48.9%



#### ② 事業所数の減少と高齢化

平取町においては、人口減少とともに地域経済を担う町内商工業者数も減少しており、人口の減少率を上回る率(約△22.1%)で商工業者の減少が進んでいる(H20.3:275事業所→H30.3:214事業所△22.1%平取町商工会調べ)。

事業所数の減少とともに経営に携わる者の高齢化が進んでおり、平成 19 年度の 59.55 歳に対して、平成 29 年度は 61.70 歳となっており (平取町商工会調べ)、今後、数年内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。



### ③ 設備の高年齢化

さらに、各事業者が保有する設備の高年齢化が進んでおり、平取町における 設備の経過年数は、国全体の中小企業の 8.5 年(中小企業庁調べ)を上回る 14.53年となっている(大企業関連企業の設備を除く所得価格 160 万円以上の 機械・装置。平取町税務課調べ)。

## ④ 平取町内の産業における課題

上記のように、人口減少と高齢化の影響が町内の中小の企業・事業所にくまなく及んでおり、また、設備の高年齢化は国全体よりも深刻な状況であり、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、その対応が喫緊の課題となっている。今後、持続可能な経営環境を担保するため、新規創業のために「新規開業支援」、事業規模拡大などの「事業継続支援」、次世代へ継承していくための「事業継承支援」の3つの支援を軸に取組みを強化していく必要がある。

#### (2) 目標

平取町内の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、又は新たに担い手となろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備 投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、 生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、 中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

平取町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める 先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

## (1) 対象地域

平取町の地勢、集落及び土地利用形態においては、国道 237 号線を中心に核となる市街地が形成され人口が集積しており、そこに多くの小売業やサービス、飲食業が営まれているほか、製造業は市街地に隣接する地区に立地している。町の大部分を占める森林では林業が営まれ、町を縦貫する河川の周囲には農地と散村形式の集落が広がり、農業者の中には農産加工品の製造・販売を行う者が点在している。これらのことから、町全域において生産性を向上させる必要があることから、平取町全域を本計画の対象とする。

#### (2)対象業種・事業

平取町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

#### 4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画の計画期間 国が同意した日から3年間とする。
- (2) 先端設備等導入計画の計画期間 3年間、4年間又は5年間とする。

# 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

## (1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に 配慮するものとする。

# (2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

## (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。